

発表日	令和2年6月30日
担当	教育部 生涯学習課 生涯学習係
連絡先	0463-61-4100 内線 323

令和4年度以降の大磯町の成人式について

民法改正に伴い、令和4年（2022年）4月1日より成年年齢が18歳に引き下げられますが、大磯町では令和4年度以降の成人式もこれまで通り対象年齢を20歳として実施します。

1 20歳とする理由

- ・18歳では大学受験や就職活動等の時期と重なり、参加しにくくなる。
- ・18歳で成人式を開催する場合、成人式実行委員会への参加が困難となる。
- ・大人になった自覚は大学生や社会人となっている方がふさわしい。

2 式典の名称

今後検討し、発表します。

3 検討の経緯

成人式実行委員や青少年指導員、社会教育委員、教育委員から成年年齢引下げ後の成人式について意見聴取を行った結果、「現行どおり20歳で実施したほうが良い」との意見により決定しました。